

科目7

特に配慮を必要とする子どもへの理解

科目7:特に配慮を必要とする子どもの理解

ねらい

- 児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。
- 特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。
- 特に配慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。

主な学習内容

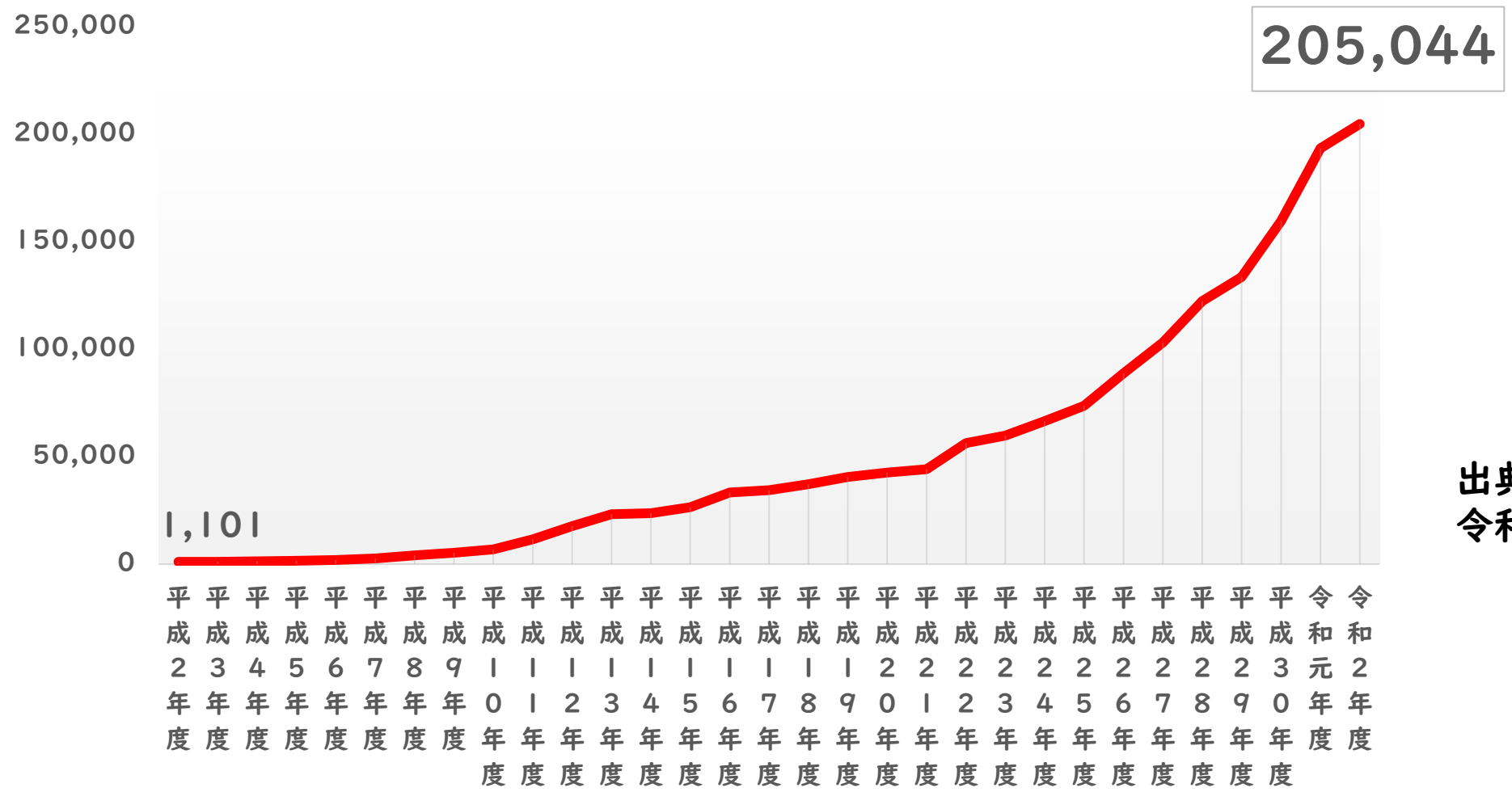
- 児童虐待の内容と対応
- 特に配慮を必要とする子どもの理解
- 特に配慮を必要とする子どもの支援についての理解
- 要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ

1. 児童虐待の対応について
2. 子どもの貧困について
3. 関連機関との連携
4. 要保護児童対策地域協議会について

1. 児童虐待の対応について

1. 児童虐待の対応について

児童相談所における児童虐待に関する相談受理事件数



出典：
令和2年度「福祉行政報告例」

1. 児童虐待の対応について

児童虐待の防止等に関する法律

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

1. 児童虐待の対応について

児童虐待の防止等に関する法律

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

身体的虐待

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待

- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

1. 児童虐待の対応について

(続き)

ネグレクト

3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

心理的虐待

4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

1. 児童虐待の対応について

「子ども虐待対応の手引き」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)より

身体的虐待

- 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- 意図的に子どもを病気にさせる。など

性的虐待

- 子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)。
- 子どもの性器を触る又は触らせるなどの性的行為(教唆を含む)。
- 子どもに性器や性交を見せる。
- 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。など

1. 児童虐待の対応について

ネグレクト

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、
 - ① 重大な病気になっても病院に連れて行かない。
 - ② 乳幼児を家に残したまま外出する。
 - ③ 乳幼児を車中に放置する など
- 子どもの意思に反して学校に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。例えば、
 - ① 適切な食事を与えない
 - ② 下着など長期間ひどく不潔なままにする。
 - ③ 極端に不潔な環境の中で生活をさせる など
- 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- 祖父母、きょうだい、保護者の交際相手などの同居人や自宅に自由に出入りする第三者が身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待に掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

1. 児童虐待の対応について

心理的虐待

- ことばによる脅かしや脅迫など。
- 子どもを無視したり, 拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- 配偶者やその他の家族などに対し暴力や暴言。
- 子どものきょうだいに児童虐待に該当する行為を行う。 など

1. 児童虐待の対応について

児童虐待のリスク

- ◆望まない妊娠や、産後うつ
- ◆育児への不安、育児の知識や技術の不足
(背後にある精神障害や知的障害、慢性疾患、依存症など)
精神障害・疾患→性格の攻撃性、衝動性、パーソナリティ障害
- ◆保護者自身が虐待を受けた経験あり
- ◆特異な育児観、子どもの発達を無視した過度な要求など

1. 児童虐待の対応について

児童虐待の防止等に関する法律

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

あなたの電話が親子を守る
～すべての人が笑顔で暮らせる街へ～

いちはやく
189
「だれか」じゃなくて
「あなた」から
令和3年度「児童虐待防止推進月間」標語 各優秀作品

あなたの電話で、守れる命があります

 児童虐待かも…と思ったら、
すぐにお電話ください。

児童相談所
虐待対応ダイヤル
189
通話料無料 ※一部の伊電話からつながりません

子育てのこと、頼れる場所があります

 ご自身が出産や子育てに悩んだら…
子育てに悩む人がいたら…
こちらにご相談ください。

児童相談所 相談専用ダイヤル
0120-189-783
通話料無料 ※一部の伊電話からつながりません

お住まいの地域の児童相談所に
つながります。

通告・相談は匿名でも大丈夫。

あなたのことや内容に関する
秘匿情報は厳守します。

 厚生労働省  子ども虐待防止
オンライン相談  詳しくはこちらのWEBサイトをご覧ください
<https://www.mhlw.go.jp/189-ichihayaku/>

放課後児童支援員
認定資格研修

1. 児童虐待の対応について

放課後児童クラブ運営指針 第3章3(1)

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

1. 児童虐待の対応について

放課後児童クラブ運営指針 第3章3(3)

○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

児童虐待の防止等に関する法律 第6条第3項

刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

参考資料

・厚生労働省ホームページ「児童虐待防止対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/

・「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改正版）」
平成25年8月23日雇児総発0823 第1号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目7

特に配慮を必要とする子どもへの理解

もくじ

1. 児童虐待の対応について
2. 子どもの貧困について
3. 関連機関との連携
4. 要保護児童対策地域協議会について

2. 子どもの貧困について

2. 子どもの貧困について

子どもの貧困対策の推進に関する法律

第1条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

2. 子どもの貧困について

■絶対的貧困

人間として最低限の生存を維持することが困難な状態

■相対的貧困

その国の文化水準や生活水準と比較して困窮している状態

*相対的貧困率…等価可処分所得の中央値の半分を下回る世帯の割合

*子どもの貧困率… 17歳以下の子どもに占める中央値の半分に満たない子どもの割合

(2018年(平成30年)国民生活基礎調査13.5%、ひとり親世帯48.1%)

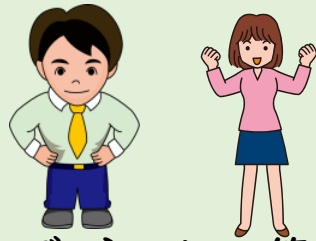
2. 子どもの貧困について

子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

<実施場所>

児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



参考資料

・厚生労働省「子どもの生活・学習支援事業」の概要

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097604.html>



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目7

特に配慮を必要とする子どもへの理解

もくじ

1. 児童虐待の対応について
2. 子どもの貧困について
3. 関連機関との連携
4. 要保護児童対策地域協議会について

3. 関連機関との連携

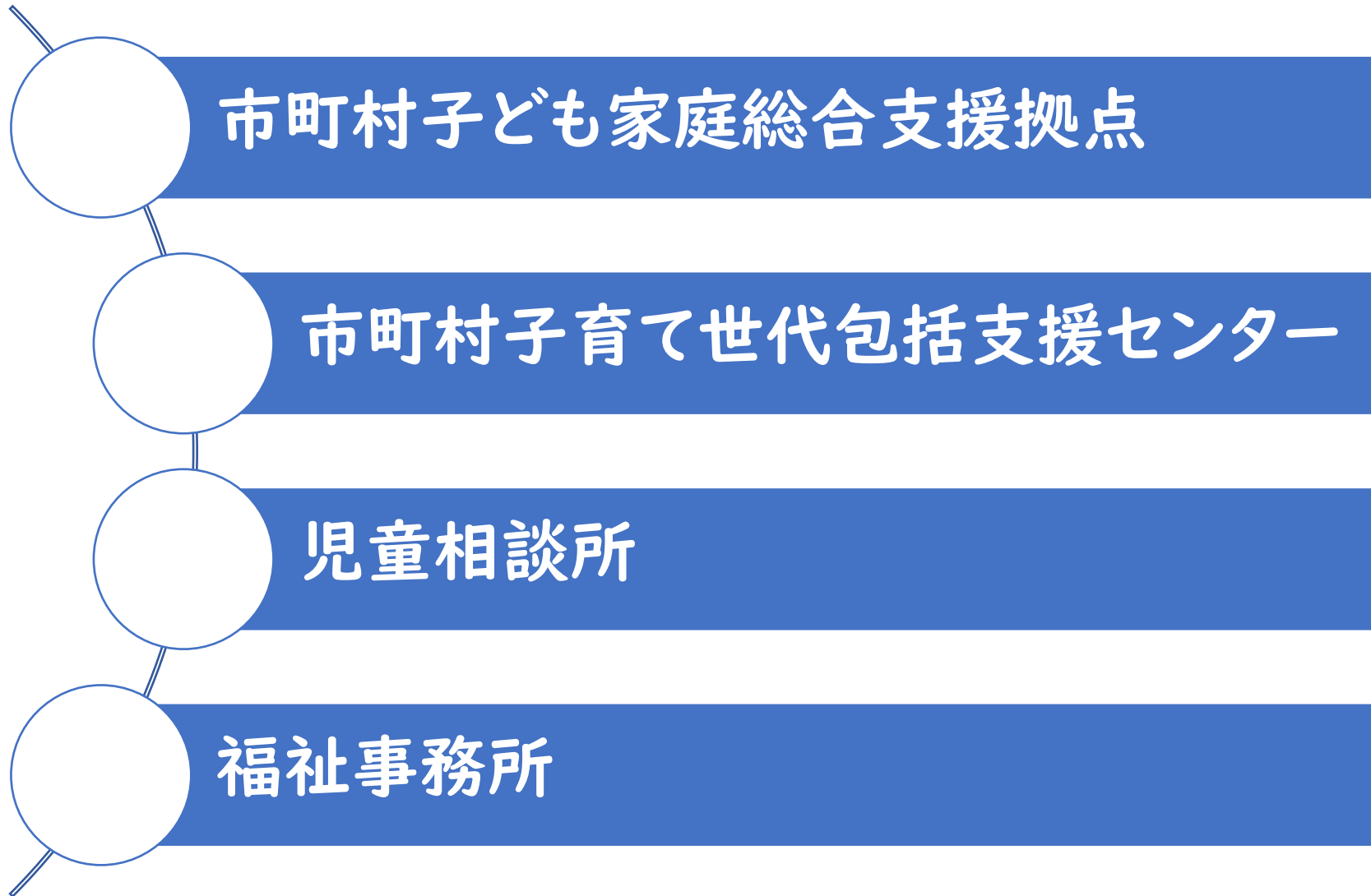
3. 関連機関との連携

放課後児童クラブ運営指針 第3章3(2)

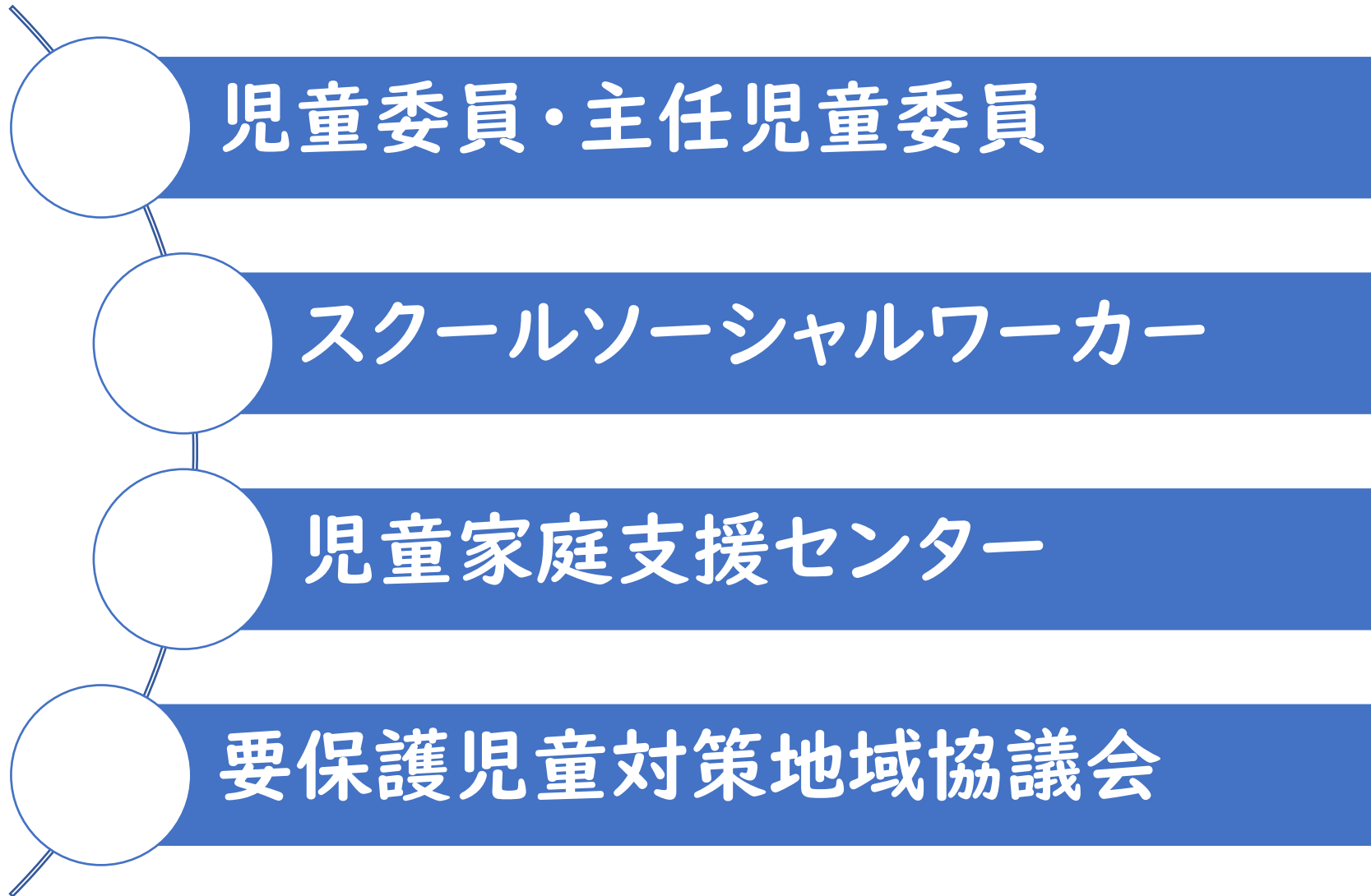
○放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。



3. 関連機関との連携



3. 関連機関との連携



参考資料

- ・全国民生委員児童委員連合会(2021)『民生委員・児童委員必携(第65集)』
- ・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目7

特に配慮を必要とする子どもへの理解

もくじ

1. 児童虐待の対応について
2. 子どもの貧困について
3. 関連機関との連携
4. 要保護児童対策地域協議会について

4. 要保護児童対策地域協議会について

4. 要保護児童対策地域協議会について

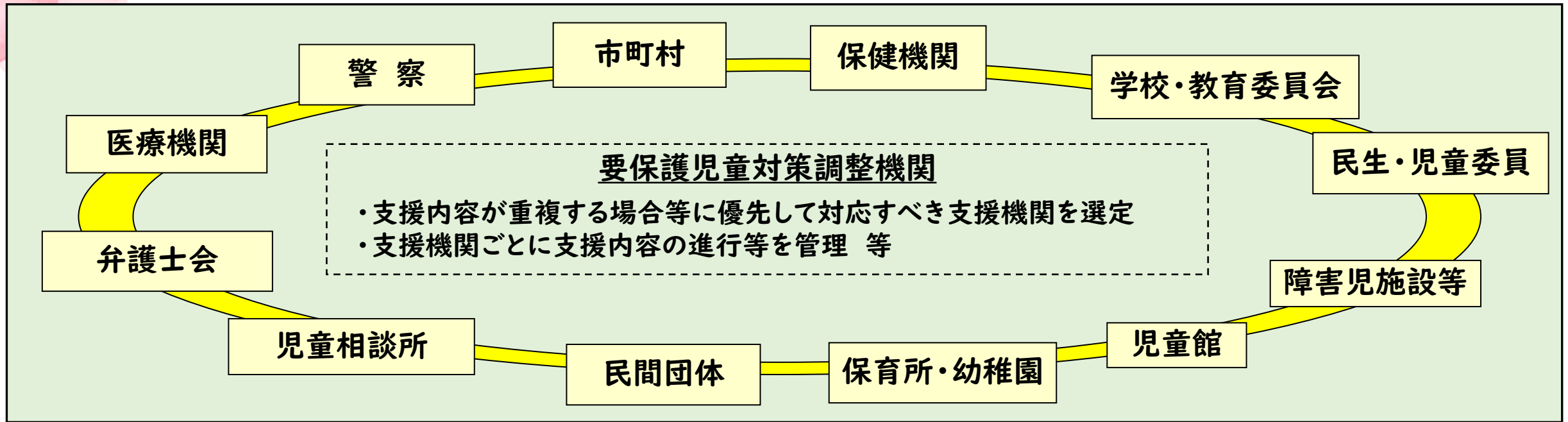
児童福祉法 第25条の2

第1項 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者(次項において「延長者等」という。))を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

要保護児童・・・児童福祉法上、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。

要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。

4. 要保護児童対策地域協議会について



【期待される効果】

支援を必要とする子ども・家庭の早期発見
情報共有、課題の共有化
役割分担
支援体制づくり

迅速な支援の開始
協働でのアセスメント
同一の認識の下に行われる支援
関係機関同士の理解の深まり 等

参考資料

- ・市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を参照



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。